

山梨県後期高齢者保健事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県後期高齢者保健事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う健康診査事業の円滑な実施を支援することにより、被保険者の生活習慣病の予防を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、後期高齢者医療制度事業に対し、毎年度国が定める実施要綱及び当該実施要綱に係る通知等に基づき、後期高齢者医療広域連合が行う健康診査事業（次条において「健康診査事業」という。）を交付の対象とする。ただし、交付の対象となる健康診査項目は、国が後期高齢者医療広域連合に対して補助対象としたものに限る。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は次により算出した額とする。ただし、健康診査事業について国が後期高齢者医療広域連合に対して補助した額を限度とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、各健康診査ごとに算出された額に1,000円未満の端数は生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) この補助金に係る事業の内容を変更しようとする場合は、知事の承認を得るものとする。ただし、補助金の交付の目的に支障をきたさない実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものはこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整備し、これを当該年度終了後（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度終了後）5年間保管しなければならない。

(交付申請)

第6条 後期高齢者医療広域連合長は、この補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による交付申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 後期高齢者医療広域連合長は、この補助金の交付決定後の事情の変更により内容を変更しようとするときは、別紙様式第2による変更交付申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、第6条の交付申請書又は第7条の変更交付申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(交付の方法)

第9条 この補助金の交付は概算払いすることができるものとし、後期高齢者医療広域連合長は、概算払いを受けようとするときは、別紙様式第3による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 後期高齢者医療広域連合長は、当該年度の事業が完了したときは、事業の完了の日(事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日)から1箇月を経過した日又は4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4による実績報告書に係る書類を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 知事は、実績報告を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年3月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年5月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年10月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年5月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年3月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年3月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別 表(第4条関係)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>健康診査</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>毎年度国が定める後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱(以下「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」という。)の4(1)に定める基準単価に受診人員を乗じて得た額</p> <p>歯科健康診査</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施内容別に後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱の4(1)に定める基準単価に受診人員を乗じて得た額</p>	<p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬 2 共済費 3 賃金 4 報償費 5 旅費 6 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 7 役務費(通信運搬費、手数料、保険料) 8 委託料 9 使用料及び賃借料 10 負担金、補助及び交付金 	<p>1/3</p>